

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

## 熊本国民年金 事案 600

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月まで

結婚を機に国民年金保険料の未納分を全額払おうと A 区役所 B 出張所に行き、過年度の保険料には納付期限があると言われ、払える分を全額現金で支払ったので、申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11 か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人は、結婚を機に 63 年 2 月頃に国民年金の加入手続きを行い、その時点で遡って納付できる国民年金保険料を全て納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の 61 年 2 月分の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間に係る保険料を合わせて過年度納付したと考えるのが自然である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本国民年金 事案 601

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間に係る国民年金保険料について、A 市役所で夫の分と一緒に納付した記憶がある。当該期間について、夫は納付となっているのに、私が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の夫も昭和 59 年 9 月以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 1 月頃に払い出されていることが推認でき、払出時点において、申立期間は現年度納付が可能な期間であるとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立人の保険料についても一緒に納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降、国民年金と厚生年金保険の切替えに伴い、国民年金の資格取得手続を複数回適切に行い、その都度保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本国民年金 事案 602

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成3年3月まで

申立期間当時、私は住民票を郷里に残したまま県外に在住し、学生であった。20歳になったので、国民年金保険料の納付義務があるとの通知が実家に届いたことを母から聞き、保険料の納付を頼んだ記憶がある。領収書は無いが、申立期間の保険料は確かに母が納付したはずである。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人の親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年6月以降に払い出されていることが推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料納付に関する記憶が曖昧であるため、申立期間に係る国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 603

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から59年12月まで  
申立期間当時、私は町営住宅に住んでおり、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。妻の年金記録が納付済みとなっているのに、私の年金記録が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月から同年11月までの間に払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間は100か月と長期間であるとともに、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで  
雇い主から 20 歳になったら国民年金の加入手続をするように言われ、A 市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。  
申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所の雇い主から 20 歳になったら国民年金に加入するよう言われ、A 市役所で加入手続を行い、国民年金保険料は、町内の集金人に雇い主を通じて毎月納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 4 月以降に払い出されていることが推認でき、申立期間については過年度納付となるが、申立人は、国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている同僚も、申立人と同様に昭和 49 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年7月まで  
退職した後、納付書が送られて来た記憶がある。同居の母から勧められたこともあり、納付したはずである。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月に勤務していた事業所を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付書により納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は7年3月に払い出されていることが推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 678

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年10月1日まで  
私は、昭和24年5月1日から平成元年2月15日までA社に継続して勤務していたが、申立期間について年金記録が確認できないので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社では、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人が申立期間において、同様の勤務をしていたと主張する同僚3人全てに、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。